

草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第 6 0 号

草津市職員の給与に関する規則および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 草津市職員の給与に関する規則(昭和 4 0 年草津市規則第 1 2 号の 2)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 6 条 《現行どおり》 (宿日直手当の額) 第 2 7 条 常直勤務についての宿日直手当の額は、月の 1 日から末日までの期間において、勤務した日数がその期間の 2 分の 1 を超える場合にあつては <u>月額 2 3, 5 0 0 円</u> とし、勤務した日数がその期間の 2 分の 1 以下の場合にあつては <u>月額 1 1, 7 5 0 円</u> とする。 第 2 7 条の 2～第 3 9 条 《現行どおり》 (勤勉手当の成績率) 第 4 0 条 《現行どおり》 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 <u>1 0 0 分の 3 2 2. 5</u> (2) 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 8 年草津市条例第 2 号)第 7 条の給料表の適用を受ける職員 <u>1 0 0 分の 2 7 0</u> 第 4 0 条の 2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当分の間、 <u>1 0 0 分の 5 2. 5</u> とする。 第 4 0 条の 3～第 4 4 条 《現行どおり》 別表第 1～別表第 3 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《現行どおり》	第 1 条～第 2 6 条 《省略》 (宿日直手当の額) 第 2 7 条 常直勤務についての宿日直手当の額は、月の 1 日から末日までの期間において、勤務した日数がその期間の 2 分の 1 を超える場合にあつては <u>月額 2 1, 0 0 0 円</u> とし、勤務した日数がその期間の 2 分の 1 以下の場合にあつては <u>月額 1 0, 5 0 0 円</u> とする。 第 2 7 条の 2～第 3 9 条 《省略》 (勤勉手当の成績率) 第 4 0 条 《省略》 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 <u>1 0 0 分の 3 1 5</u> (2) 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 8 年草津市条例第 2 号)第 7 条の給料表の適用を受ける職員 <u>1 0 0 分の 2 6 2. 5</u> 第 4 0 条の 2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当分の間、 <u>1 0 0 分の 5 0</u> とする。 第 4 0 条の 3～第 4 4 条 《省略》 別表第 1～別表第 3 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《省略》

第 2 条 草津市職員の給与に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 1 7 条 《現行どおり》 (自動車または自転車等を駐車するための施設等) 第 1 7 条の 2 《現行どおり》	第 1 条～第 1 7 条 《省略》 (自動車または自転車等を駐車するための施設等) 第 1 7 条の 2 《省略》

改正後	改正前
<p>2 条例第15条第2項第2号アに規定する<u>5,000円</u>を超えない範囲内で規則で定める額は、1箇月の自動車駐車場の利用に要する料金の額（その額が<u>5,000円</u>を超えるときは、<u>5,000円</u>）とする。</p> <p>3 条例第15条第2項第2号イに規定する1,500円を超えない範囲内で規則で定める額は、1箇月の自転車等駐車場の利用に要する料金の額（その額が1,500円を超えるときは、1,500円）とする。</p> <p>4 <現行どおり> 第17条の3～第39条 <現行どおり> （勤勉手当の成績率） 第40条 <現行どおり> （1）次号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の318.75</u> （2）草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第7条の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の266.25</u> 第40条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当分の間、<u>100分の51.25</u>とする。 第40条の3～第44条 <現行どおり> 別表第1～別表第3 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第6号 <現行どおり></p>	<p>2 条例第15条第2項第2号アに規定する<u>4,000円</u>を超えない範囲内で規則で定める額は、1箇月の自動車駐車場の利用に要する料金の<u>2分の1に相当する額</u>（その額が<u>4,000円</u>を超えるときは、<u>4,000円</u>）とする。<u>ただし、当該料金が1,000円に満たないときは当該料金の額とし、1,000円以上で、かつ、2,000円未満であるときは1,000円とする。</u></p> <p>3 条例第15条第2項第2号イに規定する1,500円を超えない範囲内で規則で定める額は、1箇月の自転車等駐車場の利用に要する料金の<u>2分の1に相当する額</u>（その額が1,500円を超えるときは、1,500円）とする。<u>ただし、当該料金が1,000円に満たないときは当該料金の額とし、1,000円以上で、かつ、2,000円未満であるときは1,000円とする。</u></p> <p>4 <省略> 第17条の3～第39条 <省略> （勤勉手当の成績率） 第40条 <省略> （1）次号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の322.5</u> （2）草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第7条の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の270</u> 第40条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当分の間、<u>100分の52.5</u>とする。 第40条の3～第44条 <省略> 別表第1～別表第3 <省略> 別記様式第1号～別記様式第6号 <省略></p>

（草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部改正）

第3条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則（令和2年草津市規則第19号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第8条 <現行どおり> （期末手当） 第9条 <現行どおり> 2 <現行どおり> 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあ</p>	<p>第1条～第8条 <省略> （期末手当） 第9条 <省略> 2 <省略> 3 期末手当の額は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあ</p>

改正後	改正前
<p>つては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) <現行どおり></p> <p>第10条~第11条 <現行どおり> (勤勉手当)</p> <p>第12条 <現行どおり></p> <p>2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない</p> <p>第13条~第15条 <現行どおり> (勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 会計年度任用職員の成績率は、当該職員の直近の人事評価(基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。)の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、<u>100分の322.5以下</u>において、市長が別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><<改正前を削る>></p> <p style="text-align: center;"><<改正前を削る>></p> <p style="text-align: center;"><<改正前を削る>></p> <p style="text-align: center;"><<改正前を削る>></p> <p>第17条~第19条 <現行どおり></p> <p>別表第1~別表第2 <現行どおり></p>	<p>つては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) <省略></p> <p>第10条~第11条 <省略> (勤勉手当)</p> <p>第12条 <省略></p> <p>2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を超えてはならない</p> <p>第13条~第15条 <省略> (勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 会計年度任用職員の成績率は、当該職員の直近の人事評価(基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。)の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、<u>当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに</u>応じ、<u>当該各号に定める割合の範囲内</u>において、市長が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 100分の105以上100分の207.5以下</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員 100分の105</p> <p>(3) 勤務成績がやや劣る職員 100分の96以上100分の105未満</p> <p>(4) 勤務成績が劣る職員 100分の96未満</p> <p>第17条~第19条 <省略></p> <p>別表第1~別表第2 <省略></p>

第4条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条~第8条 <現行どおり> (期末手当)</p> <p>第9条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 期末手当の額は、6月1日および12月1日(以下「基準日」という。)現在(退職し、もしくは</p>	<p>第1条~第8条 <省略> (期末手当)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 期末手当の額は、6月1日および12月1日(以下「基準日」という。)現在(退職し、もしくは</p>

改正後	改正前
<p>は失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) ≪現行どおり≫</p> <p>第10条～第11条 ≪現行どおり≫ (勤勉手当)</p> <p>第12条 ≪現行どおり≫</p> <p>2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額を超えてはならない</p> <p>第13条～第15条 ≪現行どおり≫ (勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 会計年度任用職員の成績率は、当該職員の直近の人事評価(基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。)の結果および基準日前以前6箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、<u>100分の318.75</u>以下において、市長が別に定めるものとする。</p> <p>第17条～第19条 ≪現行どおり≫ 別表第1～別表第2 ≪現行どおり≫</p>	<p>は失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) ≪省略≫</p> <p>第10条～第11条 ≪省略≫ (勤勉手当)</p> <p>第12条 ≪省略≫</p> <p>2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない</p> <p>第13条～第15条 ≪省略≫ (勤勉手当の成績率)</p> <p>第16条 会計年度任用職員の成績率は、当該職員の直近の人事評価(基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。)の結果および基準日前以前6箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、<u>100分の322.5</u>以下において、市長が別に定めるものとする。</p> <p>第17条～第19条 ≪省略≫ 別表第1～別表第2 ≪省略≫</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則の規定は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年草津市条例第28号)の公布の日において在職している職員について当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(草津市職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)第27条の改正規定に限る。)による改正後の給与規則 令和7年4月1日
 - (2) 第1条の規定(給与規則第27条の改正規定を除く。)および第3条の規定による改正後の草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則(以下「費用弁償規則」という。) 令和7年12月1日
(給与の内払)
- 3 前項各号に掲げる規則の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる規則の規定に基づいて支給された給与は、同項各号に掲げる規則の規定による給与の内払とみなす。
 - (1) 第1条の規定による改正前の給与規則
 - (2) 第3条の規定による改正前の費用弁償規則

(令和7年12月22日揭示済み)

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 6 1 号

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和 4 0 年草津市規則第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 (初任給および昇給の基準)</p> <p>第 7 条 《現行どおり》 1～5 《現行どおり》</p> <p>6 地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号および第 4 号の職員にあつては <u>2 3 5, 9 0 0 円</u> とし、その他の職員にあつては、<u>2 1 7, 3 0 0 円</u> とし、これらの額に草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年草津市条例第 1 号) 第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>7 《現行どおり》</p> <p>第 7 条の 2～第 1 2 条 《現行どおり》</p> <p>別表第 1 (第 4 条第 1 号関係) (別添 1-1 のとおり)</p> <p>別表第 2 (第 4 条第 2 号関係) (別添 2-1 のとおり)</p> <p>別表第 3～別表第 4 《現行どおり》</p>	<p>第 1 条～第 6 条 《省略》 (初任給および昇給の基準)</p> <p>第 7 条 《省略》 1～5 《省略》</p> <p>6 地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号および第 4 号の職員にあつては <u>2 2 7, 5 0 0 円</u> とし、その他の職員にあつては、<u>2 0 9, 0 0 0 円</u> とし、これらの額に草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年草津市条例第 1 号) 第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>7 《省略》</p> <p>第 7 条の 2～第 1 2 条 《省略》</p> <p>別表第 1 (第 4 条第 1 号関係) (別添 1-2 のとおり)</p> <p>別表第 2 (第 4 条第 2 号関係) (別添 2-2 のとおり)</p> <p>別表第 3～別表第 4 《省略》</p>

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定 (以下「改正後の規定」という。) は、草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (令和 7 年草津市条例第 2 8 号) の公布の日において在職している職員について令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規定を適用する場合には、改正前の草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

改正後

別添1-1
別表第1(第4条第1号関係)
技能職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	183,600	309,200
2	184,700	311,000
3	185,900	312,600
4	187,100	314,200
5	188,100	315,400
6	189,300	316,400
7	190,600	317,300
8	191,800	318,100
9	192,900	319,000
10	193,600	320,300
11	194,300	321,600
12	194,900	322,800
13	195,800	323,700
14	196,900	324,900
15	198,100	326,100
16	199,200	327,200
17	200,300	328,200
18	202,000	329,200
19	203,600	330,300
20	205,200	331,400
21	206,700	332,400
22	208,400	333,400
23	210,000	334,500
24	211,600	335,600
25	213,100	336,600
26	214,800	337,700
27	216,500	338,800
28	218,200	339,900
29	219,400	340,800
30	221,000	341,800
31	222,600	342,700
32	224,100	343,700
33	225,600	344,700
34	227,200	345,600
35	228,800	346,600
36	230,400	347,600
37	232,000	348,600
38	233,700	349,600
39	235,000	350,600
40	236,900	351,500
41	237,600	352,400
42	237,800	353,300
43	238,100	354,100
44	238,200	355,000
45	238,400	355,900
46	238,700	356,800
47	239,800	357,700
48	240,800	358,800
49	242,000	359,700
50	242,900	360,800
51	243,800	361,600
52	244,800	362,300
53	245,800	363,100
54	246,700	363,900
55	247,600	364,700
56	248,400	365,400
57	249,200	366,100
58	249,900	366,900
59	250,600	367,700
60	251,100	368,300
61	258,100	369,000
62	259,300	369,600
63	260,500	370,300
64	261,700	371,000
65	262,800	371,600
66	263,900	372,100
67	265,000	372,600
68	266,100	373,100
69	267,000	373,500
70	268,000	374,000
71	269,000	374,500
72	270,000	375,000
73	271,000	375,500
74	271,900	376,000
75	272,700	376,500
76	273,600	377,000
77	274,400	377,500
78	275,200	378,000
79	276,000	378,500
80	276,700	379,000
81	277,400	379,500
82	279,600	380,000
83	288,200	380,500
84	290,800	381,000
85	293,200	381,500
86	294,500	382,000
87	295,700	382,500
88	296,900	383,000
89	297,900	383,500
90	299,100	384,000
91	300,300	384,500
92	301,600	385,000
93	302,900	385,500
94	303,900	386,000
95	304,900	386,500
96	305,900	387,000
97	307,000	387,500
98	308,900	388,000
99	309,800	388,500
100	310,500	389,000
101	311,600	389,500
102	312,900	390,000
103	314,200	390,500
104	315,500	391,000
105	316,700	391,500
106	318,000	
107	319,300	

改正前

別添1-2
別表第1(第4条第1号関係)
技能職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	171,200	298,300
2	172,400	300,100
3	173,600	301,700
4	174,800	303,300
5	175,800	304,600
6	177,000	305,600
7	178,300	306,400
8	179,500	307,200
9	180,600	308,100
10	181,300	309,600
11	182,000	310,800
12	182,600	312,000
13	183,500	313,000
14	184,600	314,200
15	185,800	315,400
16	186,900	316,600
17	188,000	317,800
18	189,700	318,700
19	191,300	319,800
20	192,900	320,900
21	194,500	321,900
22	196,200	323,000
23	197,800	324,100
24	199,400	325,200
25	201,000	326,200
26	202,700	327,300
27	204,400	328,400
28	206,100	329,400
29	207,400	330,400
30	209,000	331,400
31	210,600	332,400
32	212,100	333,400
33	213,600	334,400
34	215,200	335,300
35	216,800	336,400
36	218,400	337,400
37	220,000	338,400
38	221,700	339,400
39	223,000	340,400
40	224,300	341,300
41	225,600	342,200
42	226,500	343,100
43	226,000	344,000
44	226,200	344,900
45	226,400	345,800
46	226,700	346,700
47	227,800	347,600
48	228,800	348,700
49	230,000	349,600
50	231,100	350,500
51	232,200	351,400
52	233,300	352,200
53	234,400	353,000
54	235,400	353,800
55	236,400	354,600
56	237,300	355,300
57	238,200	356,000
58	239,100	356,800
59	239,900	357,600
60	240,700	358,200
61	247,400	358,900
62	248,600	359,500
63	249,800	360,200
64	251,000	360,900
65	252,100	361,500
66	253,200	362,000
67	254,300	362,500
68	255,400	363,000
69	256,400	363,400
70	257,400	363,900
71	258,400	364,400
72	259,400	364,900
73	260,400	365,400
74	261,300	365,900
75	262,200	366,400
76	263,100	366,900
77	263,900	367,400
78	264,700	367,900
79	265,500	368,400
80	266,300	368,900
81	267,000	369,400
82	269,300	369,900
83	277,400	370,400
84	280,000	370,900
85	282,500	371,400
86	283,800	371,900
87	285,000	372,400
88	286,200	372,900
89	287,300	373,400
90	288,500	373,900
91	289,900	374,400
92	291,100	374,900
93	292,400	375,400
94	293,400	375,900
95	294,400	376,400
96	295,500	376,900
97	296,500	377,400
98	297,800	377,900
99	299,900	378,400
100	300,100	378,900
101	301,300	379,400
102	302,500	379,900
103	303,900	380,400
104	305,200	380,900
105	306,500	381,400
106	307,800	
107	309,100	

108	320,600
109	321,900
110	323,100
111	324,400
112	325,600
113	326,400
114	327,700
115	329,000
116	330,300
117	331,400
118	332,700
119	333,900
120	335,100
121	336,400
122	337,400
123	338,500
124	339,600
125	340,300
126	341,200
127	341,900
128	342,700
129	343,500

108	310,400
109	311,700
110	313,000
111	314,300
112	315,400
113	316,300
114	317,600
115	318,900
116	320,200
117	321,400
118	322,700
119	323,900
120	325,100
121	326,400
122	327,500
123	328,600
124	329,700
125	330,400
126	331,300
127	332,000
128	332,800
129	333,600

改正後

改正前

別添2-1
別表第2(第4条第2号関係)
労務職給料表

別添2-2
別表第2(第4条第2号関係)
労務職給料表

(単位 円)

(単位 円)

職務 の級	1級	
	号給	給料月額
1		179,000
2		180,200
3		181,300
4		182,400
5		183,700
6		184,900
7		186,100
8		187,300
9		188,300
10		189,500
11		190,800
12		192,000
13		193,100
14		194,300
15		195,600
16		196,900
17		198,200
18		199,900
19		201,600
20		203,300
21		205,000
22		206,700
23		208,300
24		209,900
25		211,500
26		213,000
27		214,500
28		215,900
29		217,300
30		218,800
31		220,300
32		221,800
33		223,200
34		224,600
35		226,000
36		227,400
37		228,800
38		229,800
39		230,900
40		232,000
41		233,000
42		233,800
43		234,700
44		235,500
45		236,400
46		237,200

職務 の級	1級	
	号給	給料月額
1		166,500
2		167,700
3		168,800
4		169,900
5		171,200
6		172,400
7		173,600
8		174,800
9		175,800
10		177,000
11		178,300
12		179,500
13		180,600
14		181,800
15		183,100
16		184,400
17		185,700
18		187,400
19		189,100
20		190,800
21		192,500
22		194,200
23		195,800
24		197,400
25		199,000
26		200,500
27		202,000
28		203,500
29		205,000
30		206,500
31		208,000
32		209,500
33		211,000
34		212,400
35		213,800
36		215,200
37		216,600
38		217,700
39		218,800
40		219,900
41		220,900
42		221,800
43		222,700
44		223,600
45		224,500
46		225,300

47	<u>238,000</u>
48	<u>238,800</u>
49	<u>239,600</u>
50	<u>242,000</u>
51	<u>242,900</u>
52	<u>243,800</u>
53	<u>244,800</u>
54	<u>245,800</u>
55	<u>246,700</u>
56	<u>247,600</u>
57	<u>248,400</u>
58	<u>249,200</u>
59	<u>249,900</u>
60	<u>250,500</u>
61	<u>251,100</u>
62	<u>251,800</u>
63	<u>252,400</u>
64	<u>253,000</u>
65	<u>253,600</u>
66	<u>254,100</u>
67	<u>254,700</u>
68	<u>255,300</u>
69	<u>255,800</u>
70	<u>256,200</u>
71	<u>262,800</u>
72	<u>263,900</u>
73	<u>265,000</u>
74	<u>266,100</u>
75	<u>267,000</u>
76	<u>268,000</u>
77	<u>269,000</u>
78	<u>270,000</u>
79	<u>271,000</u>
80	<u>271,900</u>
81	<u>272,700</u>
82	<u>273,600</u>
83	<u>274,400</u>
84	<u>275,200</u>
85	<u>276,000</u>
86	<u>276,700</u>
87	<u>277,400</u>
88	<u>278,200</u>
89	<u>279,000</u>
90	<u>279,600</u>
91	<u>280,300</u>
92	<u>281,100</u>
93	<u>281,800</u>
94	<u>282,500</u>
95	<u>283,200</u>
96	<u>283,900</u>
97	<u>284,600</u>
98	<u>285,300</u>
99	<u>286,000</u>
100	<u>286,600</u>
101	<u>287,300</u>
102	<u>287,900</u>
103	<u>288,600</u>
104	<u>289,200</u>
105	<u>289,900</u>
106	<u>290,600</u>
107	<u>291,100</u>
108	<u>292,000</u>
109	<u>292,300</u>
110	<u>292,700</u>
111	<u>293,200</u>
112	<u>293,700</u>
113	<u>294,100</u>
114	<u>294,700</u>
115	<u>295,200</u>
116	<u>295,800</u>
117	<u>296,400</u>
118	<u>296,900</u>
119	<u>297,500</u>
120	<u>298,000</u>
121	<u>298,500</u>
122	<u>299,000</u>
123	<u>299,500</u>
124	<u>300,000</u>

47	<u>226,100</u>
48	<u>226,900</u>
49	<u>227,700</u>
50	<u>230,000</u>
51	<u>231,100</u>
52	<u>232,200</u>
53	<u>233,300</u>
54	<u>234,400</u>
55	<u>235,400</u>
56	<u>236,400</u>
57	<u>237,300</u>
58	<u>238,200</u>
59	<u>239,100</u>
60	<u>239,900</u>
61	<u>240,700</u>
62	<u>241,400</u>
63	<u>242,000</u>
64	<u>242,600</u>
65	<u>243,200</u>
66	<u>243,800</u>
67	<u>244,400</u>
68	<u>245,000</u>
69	<u>245,500</u>
70	<u>246,000</u>
71	<u>252,100</u>
72	<u>253,200</u>
73	<u>254,300</u>
74	<u>255,400</u>
75	<u>256,400</u>
76	<u>257,400</u>
77	<u>258,400</u>
78	<u>259,400</u>
79	<u>260,400</u>
80	<u>261,300</u>
81	<u>262,200</u>
82	<u>263,100</u>
83	<u>263,900</u>
84	<u>264,700</u>
85	<u>265,500</u>
86	<u>266,300</u>
87	<u>267,000</u>
88	<u>267,800</u>
89	<u>268,600</u>
90	<u>269,300</u>
91	<u>270,000</u>
92	<u>270,800</u>
93	<u>271,600</u>
94	<u>272,300</u>
95	<u>273,000</u>
96	<u>273,800</u>
97	<u>274,600</u>
98	<u>275,300</u>
99	<u>276,000</u>
100	<u>276,700</u>
101	<u>277,400</u>
102	<u>278,100</u>
103	<u>278,800</u>
104	<u>279,500</u>
105	<u>280,200</u>
106	<u>280,900</u>
107	<u>281,500</u>
108	<u>282,200</u>
109	<u>282,600</u>
110	<u>283,100</u>
111	<u>283,600</u>
112	<u>284,100</u>
113	<u>284,600</u>
114	<u>285,200</u>
115	<u>285,800</u>
116	<u>286,400</u>
117	<u>287,000</u>
118	<u>287,600</u>
119	<u>288,200</u>
120	<u>288,800</u>
121	<u>289,300</u>
122	<u>289,800</u>
123	<u>290,300</u>
124	<u>290,800</u>

125	<u>300,400</u>	125	<u>291,300</u>
126	<u>300,800</u>	126	<u>291,800</u>
127	<u>301,200</u>	127	<u>292,200</u>
128	<u>301,600</u>	128	<u>292,600</u>
129	<u>302,000</u>	129	<u>293,000</u>
130	<u>302,300</u>	130	<u>293,400</u>
131	<u>302,700</u>	131	<u>293,800</u>
132	<u>303,100</u>	132	<u>294,200</u>
133	<u>303,500</u>	133	<u>294,600</u>
134	<u>303,900</u>	134	<u>295,000</u>
135	<u>304,300</u>	135	<u>295,400</u>
136	<u>304,700</u>	136	<u>295,900</u>
137	<u>305,000</u>	137	<u>296,200</u>
138	<u>305,500</u>	138	<u>296,700</u>
139	<u>305,900</u>	139	<u>297,200</u>
140	<u>306,400</u>	140	<u>297,700</u>
141	<u>306,700</u>	141	<u>298,000</u>
142	<u>307,200</u>	142	<u>298,500</u>
143	<u>307,700</u>	143	<u>299,000</u>
144	<u>308,000</u>	144	<u>299,300</u>
145	<u>308,400</u>	145	<u>299,700</u>
146	<u>308,900</u>	146	<u>300,200</u>
147	<u>309,400</u>	147	<u>300,700</u>
148	<u>312,900</u>	148	<u>303,700</u>
149	<u>313,500</u>	149	<u>304,300</u>
150	<u>314,100</u>	150	<u>304,900</u>
151	<u>314,700</u>	151	<u>305,500</u>
152	<u>315,400</u>	152	<u>306,200</u>
153	<u>316,100</u>	153	<u>306,900</u>
154	<u>316,800</u>	154	<u>307,600</u>
155	<u>317,400</u>	155	<u>308,200</u>
156	<u>318,100</u>	156	<u>308,900</u>
157	<u>318,700</u>	157	<u>309,600</u>
158	<u>319,300</u>	158	<u>310,200</u>
159	<u>319,900</u>	159	<u>310,800</u>
160	<u>320,600</u>	160	<u>311,500</u>
161	<u>321,300</u>	161	<u>312,200</u>
162	<u>321,900</u>	162	<u>312,800</u>
163	<u>322,400</u>	163	<u>313,300</u>
164	<u>322,900</u>	164	<u>313,800</u>
165	<u>323,500</u>	165	<u>314,400</u>
166	<u>324,100</u>	166	<u>315,000</u>
167	<u>324,700</u>	167	<u>315,600</u>
168	<u>325,100</u>	168	<u>316,000</u>
169	<u>325,500</u>	169	<u>316,500</u>
170	<u>326,000</u>	170	<u>317,000</u>
171	<u>326,300</u>	171	<u>317,300</u>
172	<u>326,800</u>	172	<u>317,800</u>
173	<u>327,300</u>	173	<u>318,300</u>
174	<u>327,700</u>	174	<u>318,700</u>
175	<u>327,900</u>	175	<u>318,900</u>
176	<u>328,200</u>	176	<u>319,200</u>
177	<u>328,400</u>	177	<u>319,400</u>
178	<u>328,700</u>	178	<u>319,700</u>
179	<u>329,000</u>	179	<u>320,000</u>

(令和 7 年 1 2 月 2 2 日 掲 示 済 み)

草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

草津市長 橋 川 涉

草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
 草津市営住宅条例施行規則（平成9年草津市規則第34号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第1条～第38条 《現行どおり》 別表（第30条関係）			第1条～第38条 《省略》 別表（第30条関係）		
団地名	区画数	使用料（月額）	団地名	区画数	使用料（月額）
《現行どおり》 《現行どおり》	《現行どおり》 《現行どおり》	《現行どおり》 《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
橋岡団地	《現行どおり》 《現行どおり》	<u>5,000円</u>	橋岡団地	《省略》	<u>4,500円</u>
《現行どおり》 《現行どおり》	《現行どおり》 《現行どおり》	《現行どおり》 《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
別記様式第1号～別記様式第51号 《現行どおり》 《現行どおり》			別記様式第1号～別記様式第51号 《省略》		

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和7年12月23日揭示済み）

草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第63号

草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則
 （草津市事務分掌規則の一部改正）

第1条 草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 第2条 部の内部組織は、次のとおりとする。 総合政策部 企画調整課 企画調整係 <u>物価高騰対応重点支援室</u> 《現行どおり》 総務部 《現行どおり》	第1条 《省略》 第2条 部の内部組織は、次のとおりとする。 総合政策部 企画調整課 企画調整係 《改正後に新設》 《省略》 総務部 《省略》

改正後	改正前												
まちづくり協働部 <<現行どおり>> 環境経済部 <<現行どおり>> 健康福祉部 <<現行どおり>> 生活支援課 管理係 <u>保護第一係</u> <u>保護第二係</u> <<現行どおり>> こども若者部 <<現行どおり>> 都市計画部 <<現行どおり>> 建設部 <<現行どおり>> 上下水道部 <<現行どおり>> 第3条～第5条 <<現行どおり>> 第6条 <<現行どおり>> 総合政策部	まちづくり協働部 <<省略>> 環境経済部 <<省略>> 健康福祉部 <<省略>> 生活支援課 <u>管理係</u> <u>生活保護係</u> <<省略>> こども若者部 <<省略>> 都市計画部 <<省略>> 建設部 <<省略>> 上下水道部 <<省略>> 第3条～第5条 <<省略>> 第6条 <<省略>> 総合政策部												
<table border="1"> <tr> <td>企画調整課</td> <td><<現行どおり>></td> </tr> <tr> <td><u>物価高騰対応重点支援室</u></td> <td>(1) <u>物価高騰対応重点支援事業に関すること。</u> (2) <u>室の一般庶務に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><<現行どおり>></td> <td><<現行どおり>></td> </tr> </table>	企画調整課	<<現行どおり>>	<u>物価高騰対応重点支援室</u>	(1) <u>物価高騰対応重点支援事業に関すること。</u> (2) <u>室の一般庶務に関すること。</u>	<<現行どおり>>	<<現行どおり>>	<table border="1"> <tr> <td>企画調整課</td> <td><<省略>></td> </tr> <tr> <td><<改正後に新設>></td> <td><<改正後に新設>></td> </tr> <tr> <td><<省略>></td> <td><<省略>></td> </tr> </table>	企画調整課	<<省略>>	<<改正後に新設>>	<<改正後に新設>>	<<省略>>	<<省略>>
企画調整課	<<現行どおり>>												
<u>物価高騰対応重点支援室</u>	(1) <u>物価高騰対応重点支援事業に関すること。</u> (2) <u>室の一般庶務に関すること。</u>												
<<現行どおり>>	<<現行どおり>>												
企画調整課	<<省略>>												
<<改正後に新設>>	<<改正後に新設>>												
<<省略>>	<<省略>>												
総務部 <<現行どおり>> まちづくり協働部 <<現行どおり>> 環境経済部 <<現行どおり>> 健康福祉部 <<現行どおり>> こども若者部 <<現行どおり>> 都市計画部 <<現行どおり>> 建設部 <<現行どおり>> 上下水道部 <<現行どおり>>	総務部 <<省略>> まちづくり協働部 <<省略>> 環境経済部 <<省略>> 健康福祉部 <<省略>> こども若者部 <<省略>> 都市計画部 <<省略>> 建設部 <<省略>> 上下水道部 <<省略>>												

(草津市出納員規則の一部改正)

第2条 草津市出納員規則(平成6年草津市規則第14号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																
第1条～第11条 <<現行どおり>> 別表第1(第3条第1項関係)	第1条～第11条 <<省略>> 別表第1(第3条第1項関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>出納員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部企画調整課</td> <td><<現行どおり>></td> </tr> <tr> <td><u>総合政策部物価高騰対応重点支援室</u></td> <td><u>室長</u></td> </tr> <tr> <td><<現行どおり>></td> <td><<現行どおり>></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	出納員	総合政策部企画調整課	<<現行どおり>>	<u>総合政策部物価高騰対応重点支援室</u>	<u>室長</u>	<<現行どおり>>	<<現行どおり>>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>出納員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部企画調整課</td> <td><<省略>></td> </tr> <tr> <td><<改正後に新設>></td> <td><<改正後に新設>></td> </tr> <tr> <td><<省略>></td> <td><<省略>></td> </tr> </tbody> </table>	設置箇所	出納員	総合政策部企画調整課	<<省略>>	<<改正後に新設>>	<<改正後に新設>>	<<省略>>	<<省略>>
設置箇所	出納員																
総合政策部企画調整課	<<現行どおり>>																
<u>総合政策部物価高騰対応重点支援室</u>	<u>室長</u>																
<<現行どおり>>	<<現行どおり>>																
設置箇所	出納員																
総合政策部企画調整課	<<省略>>																
<<改正後に新設>>	<<改正後に新設>>																
<<省略>>	<<省略>>																
別表第2～別表第3 <<現行どおり>>	別表第2～別表第3 <<省略>>																

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 1 2 月 2 6 日 掲 示 済 み)

告 示

草津市告示第 3 0 6 号

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 5 日

草津市長 橋 川 渉

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱（令和元年草津市告示第 1 7 7 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条～第 6 条 《省略》
別表 《現行どおり》	別表 《省略》
別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》
別記様式第 3 号（第 4 条第 1 項第 3 号関係） （別添 1－1 のとおり）	別記様式第 3 号（第 4 条第 1 項第 3 号関係） （別添 1－2 のとおり）
別記様式第 3 号－1（第 4 条第 1 項第 3 号関係） （別添 2－1 のとおり）	別記様式第 3 号－1（第 4 条第 1 項第 3 号関係） （別添 2－2 のとおり）
別記様式第 4 号～別記様式第 1 1 号 《現行どおり》	別記様式第 4 号～別記様式第 1 1 号 《省略》
別記様式第 1 2 号（第 6 条第 5 号関係） （別添 3－1 のとおり）	別記様式第 1 2 号（第 6 条第 5 号関係） （別添 3－2 のとおり）
別記様式第 1 3 号 《現行どおり》	別記様式第 1 3 号 《省略》

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 7 年 1 2 月 5 日から施行し、改正後の草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。